淘汰を名に解雇百五十

第二實行委員の多くは待命

大電から罷工職工へ通告

罷工團は復職せぬ決意

雨か風か嵐の前の暗澹たる沈默が三日間續いた大電問題淘汰の辭令が愈二十一日發表された、罷業の總員は八百七十九名あつた處十九日迄に復職した者は三百七十七名あつたので殘り五百三名をどういふ風に處分したか會社側では其理由として運轉臺數に機械修繕の減少及修繕工場の一部を社外依頼によるものとして居る、そして其人數は五百二名の內解雇者百五十名、復職者三百五十二名あり、又復職者を細分して

發電所復職者一八〇名、轉勤者八三名、待命者八九名

と決定した解雇者に對しては

拜啓本月十九日付を以て本日迄出勤見合相成度旨通知致置候處今般兩發電所一般整理を要する事有之り候此際減員の已むなきに至り別紙解雇に關する辭令書御送付仕候尚豫て通知致置候十九日より本日迄の給料の外特に慰藉金二十五圓支給可致候

大正十年五月二十一日　大阪電燈株式會社

又轉勤者に對しては

勤務に關し示達可致候間來二十二日午前九時中之島本社へ來社相成度此段及通知候也

追而此際依願解雇者に對しては此度會社の都合に依り解雇するものと同樣の方法に依る給與金を支給可致候に付右依願解雇希望者は來二十三日迄に申出相成度其後は同一の取扱を不致候

又待命者に對しては

勤務に關し示達可致候間來二十二日午後一時中之島本社へ來社相成度此段及通知候也

追而此際依願解雇者に對しては此際會社の都合に依り解雇する者と同樣の方法に依る給與金を支給可致候に付右依願解雇希望者は來る二十三日迄に申出相成度其後は同一の取扱を不致候

尚復職者に對しては（解雇辭令交付したる者にて復職せしむる者）來る二十二日より平常の通り出勤相成度此段及通知候也

の指令書を發した、而して安治川側から九十名、春日出側から六十名の淘汰で經營の側から見れば運轉職工から五十八名、修繕職工から九十二名の淘汰を見た譯である、此內に果して交渉委員が入つて居るか否かは會社の方でも明言する限りでないといふて居るが恐らくは待命とされてゐる向が多いだらうと觀測されて居る、更に期日の點から見れば解雇者は二十一日限り復職者並に轉勤者は二十二日から出勤の事に決定、待命者は當分の內出勤に及ばず、いづれ數日の內に指令すべしといふにあるが是等の人は會社側で最も處分に困難を感じて居る向であらうと思はれる、退職者に對する給與は解雇者に對する給與として

一、新規定に依る退職手當支給

二、此際特に慰藉金として金二十五圓給與

と決し解雇者全部で退職手當が二萬四千六十二圓、慰藉金三千七百五十圓、計二萬七千八百十二圓に及び平均一人當り百六十圓四十二錢に最高は二千五百三圓である、尚轉勤並に待命中と雖も此際退職せんとする者に對しては同樣の待遇を爲す事と決定した、然らば新規定によつて退職金を支給される事につき如何なる特點があつたかといふに從來は會社の都合によると然らざるとを問はず一種の支給にすぎなかつたものが新規定に於ては「會社の都合によつて解雇したる時は

一年未滿は日給三十日分▲一年以上は同四十日分▲一年を増す毎に同二十日分▲滿五箇年以上の者は退職手當の三倍を支給する事

となつたのである本規定は今回の爭議によつて從業員が獲得した新しい權利なのである

大電の處置に憤激

希望條件は無視された

別項大電最後の辭令を受取つた職工側は復職、解雇、待命、轉勤と各人各樣の通告書を引摑んで安治川、春日出兩事務所に夫々集合一應實行委員の手に總てを纏める一方罷工總本部たる友愛會大阪支部へ檄の齒を引く樣に傳令を出して刻々に會社の通告內容を報じたが復職者が意外に少く且つ嚢に覺書取交しの際解雇の際は先づ罷工破りの復歸者中から馘首されたいとの希望條件も全然無視されて現在復歸者中には一人の解雇者も無く尚多數實行委員は一人の復職者も無く全部轉勤又は待命の通告だつたのでコレでは折角田中警察部長の暗默裡の保障もマンマと裏切られた譯となり大電側の不誠實な離間策は豫定の如く成功した傾きがあるので一同は憤慨して口々に過激なる言を發し安治川の如きは『斯樣に不誠實な會社へは全然復職すまい』と申合せ、三十餘名の實行委員は此の旨を齎して友愛會に到り樓上で西尾主事、東支部長等と協議の結果、愈全部復職せぬ事となり更に八名の委員を選定警察本部に仲裁者たる田中部長並に加々美特高課長を訪問した其結果更に協議の上加々美課長より會社に向つて職工側の意を傳へることゝなつた

宮崎社長談

騷がした問題も御蔭樣で漸く大團圓を告げました處分方法の適否は凡て御判斷に任したいが會社としては最善の方法を行つたに過ぎません所謂第二の實行委員が處決されない內との部類に入つて居るかはまだ調べて居ません、當初來第二實行委員といふ事は眼中に區別して考へて居なかつた處ですから從つて其落着く先きも別に注意を喚起して居りませんでした扨此總勘定で特に感じた事としては本社此度の問題が所謂日本の勞働運動史に大きな時代を劃したものと思ひますが最初當方での勞働者に對する無理解な處置が生じた結果此騷動を誘起したもので今後は勞働者の感情を理解しお互の間に障壁なき理解が甚だ必要の事だろふと思ひます其爲本社としては勞働課を設けて今後此方面に全力を注いで改善の實を擧げたいと思ふ只遺憾に思ふのは反愛會なるものが突然から飛出して一旦圓滿に纏まつた此紛擾を更に大にした事です、なほ待命者については何時如何なる辭令を出すか今の處わかりません云々

篩ひ落された百五十

大電の態度頗る强硬

第二第三の馘首發表も近い

大問若の大電は廿一日午前九時、改めて百五十名を馘首して之等に對する退職手當金二万四千六十二圓を交附すべき旨發表したそして其他不穩の擧に出た二百三十二名は一先つ轉勤待命等の巧妙なる辭令を交附され馘首さるゝに至らなかつたが時機を待つて或は同一運命に際會するであらうと、ソシテ市民の爲めに最近迄責任を完ふして罷業事業に從事した復歸職工の爲に三千七百五十圓の慰勞金を支給する旨をも併せて發表した右につき宮崎社長は語る「會社では事業整理は遠くから其の必要を感じてゐたので今回は此機會を以て不良分子を淘汰する事にしました今後も會社の事業の爲めに如何なる方針を採るかは明言出來ませぬが必要に應じては今後も事業整理を斷行する決心です」と（大阪）

頗る强硬な態度を示してゐるから此分では第二第三の馘首も遠きにあるまいとの事である（大阪）

大不平

硬論と軟論

右大電が發表した最後の處斷が、恐く罷業職工中から犠牲者を出して居るので愛會は默視して居ず假へ名目が冗員淘汰にあるとしても全職工より淘汰を行はぬ以上此儘で承知するとか出來ないと硬論派は息卷く一方罷業團中の或者は退職手當さへウンと増額して異れゝば誠意の無い會社に雇はれたくないと主張するものもあり、友愛會の主腦者連中にも最初の目的大部分は貫徹したやうであるから會その者としては是位の所で打ち切つては什うかとの意見もあり一大波瀾を起しさうで電業組合員の幹部連は二十一日午後五時から千日前の組合本部で協議會を開いた